



指定地域密着型サービス事業者に対する行政処分について

中新川広域行政事務組合は、介護保険法に基づく監査の結果、以下の事業所において、入居者の人格を尊重し、安全に配慮した介護を行う義務に反する事実が認められたため、同法の規定に基づき、次のとおり行政処分を行いました。

1 対象事業者・事業所

(1) 法 人 名	社会福祉法人風の詩
(2) 代 表 者	理事長 吉田 満
(3) 法 人 所 在 地	富山県中新川郡上市町湯崎野 206 番地1
(4) 事 業 所 名	地域密着型特別養護老人ホーム湯崎野苑
(5) 事 業 所 所 在 地	富山県中新川郡上市町湯崎野 206 番地1
(6) 介護保険事業所番号	1691600157
(7) サービスの種別	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(8) 指 定 年 月 日	平成 29 年 11 月1日

2 処分の内容

(1) 処 分 内 容	指定の一部効力停止3か月 新規受入停止及び報酬支払額の制限(7割)
(2) 処 分 年 月 日	令和8年8月 27 日
(3) 効 力 発 生 日	令和8年9月1日
(4) 効 力 発 生 期 間	令和8年9月1日から同年 11 月 30 日まで

3 処分の理由

介護保険法第 78 条の 10 第6号の規定(人格尊重義務違反等と認められるとき)に該当する。

- (1) 令和8年2月、入居者1名に対し、医師の処方がなく、また、その指示を確認することなく薬剤を2回使用した件
- (2) 令和7年 11 月から令和8年2月までの間において、入居者2名に対し誤って投薬したが、このことが判明した後も必要な検証と再発防止を怠るなど、同種事故の再発リスクを放置した件
- (3) 令和7年 12 月から令和8年1月までの間、入居者1名に対し、医師の指示に従わずに薬剤を連日使用するとともに、適切な管理及び観察を怠ったとされる件
- (4) 令和8年3月から同年4月までの間、入居者1名に対して、ナースコールを容易に使用することができない位置にベッドを移動させ、必要な用具の使用を制限した件
- (5) 令和7年 10 月から令和8年3月までの夜間において、ナースコールの受信機の音量を下げ、職員がコールに気づきにくい状態にしていた件
- (6) 令和7年 10 月までの間、入居者1名に対し、パッドに触れることやズボンを下ろすことを防ぐ目的で、エプロン又はバスタオルを身体に巻き、身体の動きを制限した件
- (7) 令和8年1月、入居者1名がベッド柵を外すことを防ぐ目的で、必要性等を検討しないまま両側のベッド柵にカバーを取り付け、身体の移動や柵の操作を制限した件
- (8) 令和5年1月から令和8年4月までの間、入居者 24 名についてアセスメント項目の一部が不足しているほか、確認できたサービス担当者会議ほとんどに本人及び家族のいずれも参加せず、本人の意向及び個別性を十分に反映しないままケアプランを作成・更新していたことが確認された件
- (9) 入居者1名に対し、腰部の疼痛と立ち上がり困難が続いていたが、病院受診までに日数を要したとともに、適切な医療的評価につなげることなく入居者の苦痛を放置していたとする件
- (10) 令和8年1月入居者1名について、安全に食事を摂取できる状態かを十分に確認せず介助を継続し

たほか、この後もケアの見直しを行うことなく、誤嚥、窒息等の健康被害が生じる危険のある状態を放置していた件

- (11) 令和7年10月から令和8年4月までの間、複数の入居者について原因等が明らかでないあざ、皮下出血、打撲痕等が繰り返し確認されたが、原因確認、介助方法等の検証及び再発防止策の検討を行った記録は確認できず、受傷の反復を把握しながら、身体的虐待の可能性を含む原因確認、入居者の保護及び再発防止に必要な措置を講じなかった件(原因不明の受傷だけをもって職員による暴行を認定したものではない。)
- (12) 令和7年12月、食事介助中の入居者1名に、食物が詰まったような呼吸、口唇チアノーゼ等生じた際、応急対応は行われたが、医師への報告、受診の要否に関する指示のほか、傾眠や接触困難等を含む総合的な再評価を行った記録を確認することができなかった件
- (13) 令和8年2月、入居者1名に対して服薬を行った後、血圧低下、脱力、眼球上転、顔面蒼白及び呼び掛けへの反応消失等が生じ、反応回復後も低血圧と閉眼傾向が続いたにもかかわらず、医師等への相談を行わず、処方薬の服薬を中止した。また、受診時において、症状に対する原因判断に必要な情報を提供したことが確認できなかった件

4 入居者への対応

当該事業所に現在入居している方へのサービス提供は継続されます。また、事業者に対するものであり、このことによる利用者への影響はありません。

5 再発防止に向けた対応

当組合は上市町と協力し、入居者の安全及び生活の継続を最優先に、改善状況を確認するとともに、必要な指導を行います。

また、当該事業者に対し、原因分析、改善計画の作成・実施、職員研修、事故及び虐待防止に関する報告・検証体制の整備並びに入居者ごとのケアの見直しを求め、改善状況を継続的に確認します。

【問い合わせ先】

介護保険課 保険業務係 電話 076-464-1316

対応可能時間:平日 午前8:30~午後5:15